付則　２－２

Ｖ－１１／２０１５．０４

測定設備等登録に関する書類の記入要領

1997.01.20制　　定

2015.04.01改定15版

2015.04.01適用開始

1. 申請に必要な書類について

申請に使用する書類は「日本語」あるいは「英語」で記入すること。その他の言語で記載された添付書類等は審査に必要な情報が判別できるように「日本語」又は「英語」を提出すること。

1.1　新規登録の場合

最初に「付則２ 測定設備等の登録に関する規程」(V-5)を参照し、下記のどの条項により登録するのかを確認してください。

(1) (V-5)の第３条、 (2)(V-5)の第１４条、 (3)(V-5)の第１５条

注: (V-5)の第１４条又は第１５条により新規登録する場合はそれぞれＦＣＣへのファイリング済みであること。さらに、(V-5)第１５条による登録は、(V-5)第１５条に定めた試験所認定機関によるISO17025の認定済み（スコープにVCCI規程V3を含むこと）であることが必要条件である。

1.1.1　(V-5)の第３条による新規登録

（１）放射妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類

：様式101、及び様式101の第５項で添付を要求している資料

（２）電源ポート伝導妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類

：様式102A、及び様式102Aの第５項で添付を要求している資料

（３）通信ポート伝導妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類

：様式102B、及び様式102Bの第６項で添付を要求している資料

（４）1GHz超放射妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類

：様式101G、及び様式101Gの第５項で添付を要求している資料

1.1.2　(V-5)の第１４条による新規登録

（１）放射妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類

：様式151、及び様式151の第５項で添付を要求している資料

（２）電源ポート伝導妨害波測定設備の新規登録申請に必要な書類

：様式152A、及び様式152Aの第５項で添付を要求している資料

1.1.3　(V-5)の第１５条による新規登録

第１５条の申請はウェブサイトからおこなうので、ウェブサイトの取扱説明書を確認すること。紙の書類による申請受付は既に終了している。

注）申請は、試験所認定機関の“一つの認定番号の範囲”の全ての設備で１件のウェブサイト申請を

おこなうこと。登録は認定範囲を一括りでおこなうため、全ての認定範囲に対して１つの登録番号が付与される。

1.2　更新登録の場合

最初に「付則２ 測定設備等の登録に関する規程」(V-5)を参照し、下記のどの条項により登録するのかを確認すること。

(1)(V-5)の第３条、 (2)(V-5)の第１４条、 (3)(V-5)の第１５条

注1 : 既登録の登録条項と異なる条項で更新登録する場合は有効期間などの条件が変わるので注意すること。

注2 : (V-5)の第１４条又は第１５条により更新登録する場合はそれぞれＦＣＣへのファイリング申請済みであること。第１５条を利用する場合は１５条２）で定めた試験所認定機関による認定済みであることが必要条件である。

1.2.1　(V-5)の第３条による更新登録

（１）放射妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類

: 様式107、及び様式107の第５項で添付を要求している資料

（２）電源ポート伝導妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類

: 様式108A、及び様式108Aの第５項で添付を要求している資料

（３）通信ポート伝導妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類

: 様式108B、及び様式108Bの第６項で添付を要求している資料

（４）1GHz超放射妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類

: 様式107G、及び様式107Gの第５項で添付を要求している資料

1.2.2　(V-5)の第１４条による更新登録

（１）放射妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類

様式157、及び様式157の第５項で添付を要求している資料

（２）電源ポート伝導妨害波測定設備の更新登録申請に必要な書類

様式158A、及び様式158Aの第５項で添付を要求している資料

1.2.3　(V-5)の第１５条による更新登録

第１５条の申請はウェブサイトからおこなうので、ウェブサイトの取扱説明書を確認すること。紙の書類による申請受付は既に終了している。

注）申請は、試験所認定機関の“一つの認定番号の範囲”の全ての設備で１件のウェブサイト申請をおこなうこと。登録は認定範囲を一括りでおこなうため、全ての認定範囲に対して１つの登録番号が付与される。

申請に必要な様式の一覧

種別／様式	新規											更新										
	V-5 第3条				V-5 第14条			V-5 第15条				V-5 第3条				V-5 第14条			V-5 第15条			
	放射	電源	通信	1G	放射	電源		放射	電源	通信	1G	放射	電源	通信	1G	放射	電源		放射	電源	通信	1G
100	申請書提出時の注意事項																					
100A	○				○																	
100B												○				○						
101	○																					
102A		○																				
102B			○																			
103	○				○							○				○						
104	○				○							○				○						
105A		○				○							○				○					
105B			○											○								
106A	○	○			○	○						○	○			○	○					
106B			○											○								
107												○										
108A													○									
108B														○								
109A	○				○			注1				○				○			注1			
109B	○				○							○				○						
110A	○				○							○				○						
110B	○				○							○				○						
111	○											○				○						
151					○																	
152A						○																
157																○						
158A																	○					
101G				○																		
103G				○											○							
104G				○											○							
106G				○											○							
107G															○							
111G				○											○							

○：申請に必要な様式

放射：放射妨害波測定設備（R）

1G：1GHz超放射妨害波測定設備（G）

電源：電源ポート伝導妨害波測定設備（C）

通信：通信ポート伝導妨害波測定設備（T）

注１：第１５条の申請はウェブサイトからおこなうので、ウェブサイトの取扱説明書を確認すること。

紙の書類による申請受付は既に終了している。

注２：（R）（G）（C）（T）は、測定設備登録により付加される設備毎の分類を示す。

2. 書類の記入上の注意

2.1　様式101、101G、102A及び102B

(1) １項(a)：VCCIに登録している会社名及びVCCIが通知した会員番号を記入する。

(2) １項(b)：登録責任者の氏名を記入する。登録責任者に審査料請求書、登録証を送付します。

本項以外の方に送付希望の場合はその住所氏名を記入した文書を添付すること。

(3) １項(c)：登録申請書に関する問合せなどの応対者を記入する。

(4) ２項(a)：所有設備が複数ある場合には、申請する設備を特定できる固有の名称を記入すること。

例：①○○○事業所　**No.1**サイト　　②○○○工場　Ａサイト

(5) ３項：様式101の場合はNSAの評価に適用した規格名を選択し記入する。

技術基準(V-3)5.3.3.6(1)又は5.3.3.6(2)を参照すること。この規格名は様式109A及び109Bに記入するNSA評価に適用した規格名と一致していなければならない。

(6) ３項：様式101Gの場合はサイト評価に適用した規格名を選択し記入する。技術基準(V-3)付属文書VI 2.2.3又は2.2.4を参照すること。

(7) ５項(d):NSA評価に使用したアンテナの校正レポート

VCCIが許容するアンテナ校正に適用出来る規格は、国際規格又は国家規格のみである。またNSA評価に使用する送信と受信アンテナは同一タイプを用いること。

(8) ５項(e):見取り図

配置／周囲状況／構造が分かるような見取り図を提出する。

・見本の見取り図１-１，１-２はサイトの設置場所を明示した地図

・見本の見取り図２-１～２-３はV3 5.3.1.1のサイトの条件が確認できる図面又は写真

(9) ５項(f):図面（設備に関する物理的な記述）

・見本の図面１～４は設備に関する物理的な記述で上面、側面、正面図

・ターンテーブル又は受信アンテナ位置がサイトの中心軸からずれているときは、ずれている寸法及び角度を記入すること。

(10) ５項(g):写真

・測定サイトの全景

・金属大地面（金属大地面の状況がわかるもの）

・回転台（EUTを設置する非導電性テーブルを含む）

・アンテナ・マスト（マストの基台、アンテナ取付け部分がわかるもの）

(11) ５項(h):測定用アンテナと妨害波測定器を接続する同軸ケーブルのみの挿入損失データ

・同軸ケーブルの型名（識別）はケーブル単体の型名を記入すること。コネクタ付きケーブルのアッセンブリー名やケーブル管理番号を記入しないこと。測定日やケーブルの長さも記入すること。

・同軸ケーブル挿入損失のデータは増幅器、減衰器、パルスリミッターを含めないこと。

・同軸ケーブル挿入損失の値はアンテナと受信機までの間に増幅器がある場合、増幅器の前側と後側を分けて提出すること。

(12) ５項(i):測定用アンテナから妨害波測定器までの測定系統図

前置増幅器を使用している場合はそれを明記すると共に、前項の同軸ケーブルの配置が分かるようにすること。

(13)「審査料」欄：審査費用の支払方法は原則として「VCCI事務局記入欄」の上にある「審査料」欄の「請求書による支払い」にする。

2.2　様式103、103G、104及び104G

(1) 様式103Ｉ、２項（ａ）：金属大地面が方形でない場合は、『添付図面参照』と記述し、金属大地面の形状が分かる図面を添付する。

(2) Ｉ、３項（ｃ）：付則１技術基準5.3.3.4に該当する埋め込み型の回転台を使用している場合は、回転台の周縁と金属大地面との間に設ける電気的（高周波的）な結合構造（接触構造の場合は接触点の構造と接触点の数（例：ブラシ式　20ヶ所））を記入し、構造の分かる図面又は写真を添付すること。

2.3　様式105A、及び105B

(1) Ｉ、2項（a）：使用している基準金属面にチェックマークを付け、その大きさを記入すること。

(2) Ｉ、2項（b）：シールド室内などの金属壁面、金属床面を使用せずに可動形の基準金属面を使用する場合は接地金属面との接続方法を記入する。

(3) Ｉ、2項（c）：水平基準金属面の接地方法を記入する。

(4) Ｉ、3項（b）：線の長さと太さは必ず単位を記入すること。太さは断面積を記入すること。

2.4　様式106A、106B、及び106G

(1) 放射妨害波測定設備、電源ポート伝導妨害波測定設備を同時に登録申請する場合は原則として各設備毎に様式106Aを作成すること。なお、各設備で使用する測定機器がほとんど共通な場合は全てをまとめた様式106Aを作成して、そのコピーを個別に各設備の申請書に添付する。また、通信ポート伝導妨害波測定設備の場合は様式106Bを、1GHz超放射妨害波測定設備の場合は様式106Gを作成する。

(2) EMI測定機器欄：EUTの妨害波を測定するために使用する機器を記入する。

2.5　様式107、107G、108A、及び108B

書類の記入上の注意は、本書2.1項の様式101、101G、102A及び102Bによる。ただし、(8)～(10)の図や写真は不要。

2.6　**様式**109A、109B、110A、**及び**110B

注1：様式110A、及び110Bは、短縮ダイポールアンテナを使用してサイトアッテネーションを測定した場合に提出する（様式111の第 1(a)項参照）。

注2：V-5規程第３条の申請（様式101,107を使用する申請）の場合、提出するNSA評価データは申請書提出日以前１年以内に測定したものであること。

注3：放射妨害波測定アンテナを複数位置に置く場合はその位置毎のサイトアッテネーションを測定すること。

(1) 適用規格名は様式101又は様式107の第3項で選択した規格を記入する。

(2) アンテナ校正条件/アンテナ高さ(ｈ)：NSA測定適用規格がVCCI V-3/5.3.3.6 (1)の場合、自由空間、2m、3mの内、該当するものを記入する。アンテナの校正条件については付則１－３「２．１．１測定場所の評価（正規化サイトアッテネーション測定）に使用するダイポールアンテナの校正」を参照すること。

(3) 校正依頼先（Ａ）／校正実施日：校正依頼先は（Ａ）と書いてある部分に記入すること。

(4) 補正値∆NSA[dB]は適用規格がVCCI V-3/5.3.3.6(1)の場合、NSA評価に使用したアンテナが同調又は半波長ダイポールアンテナの何れかによって、V-3技術基準の付属文書Ｉ表３～表11の中から該当する補正値を選択すること。

適用規格がVCCI V-3/5.3.3.6(2)の場合は補正値は全て0（ゼロ）とすること。

(5) 様式109Aのアンテナファクターは送信と受信を合算して記入しないこと。このアンテナファクタは様式101, 107で要求されているNSA測定時のアンテナ校正報告書と一致していること。

(6) これらの様式（109A,109B,110A及び110B）が要求するサイトアッテネーションのデータは独自のフォーマットでも良いが様式に書かれている項目を漏れなく記入すること。周波数は様式109Aに記入されている35種類を提出すること（35種類以上の詳細データは不要）また様式109A及び様式110Aの表に書かれた(1)から(8)のデータとの対応が分かるようにすること。

2.7　**様式**111

(1) １項(a)：測定サイトの寸法条件により短縮ダイポールアンテナによる測定サイトの評価を実施した場合は　□適用した　にチェック記号を入れる。短縮ダイポールアンテナによる測定サイトの評価を実施しなかった場合は　□適用しない　にチェック記号を入れる。

(2) １項(b)：NSA測定に使用したアンテナの校正を自社で実施したときはそのアンテナの校正方法を記入すること。適用規格がVCCI V-3/5.3.3.6(1)の場合はアンテナの校正条件が限定されている。付則１－３「２．１．１測定場所の評価（正規化サイトアッテネーション測定）に使用するダイポールアンテナの校正」を参照して校正を実施すること。

［記入例］・標準ダイポールアンテナによるアンテナ校正法
・ANSI C63.5による標準サイト法
・校正されたアンテナを基準とした置換法
・標準電界法
・その他（校正方法の名称を記入）

(3) 1項(c)：NSAの評価に適用した規格が技術基準(V-3)5.3.3.6(2)で、下記条件に該当する場合にd1及びd2を記入すること。

30 MHzから1GHz までの周波数範囲を測定軸方向に物理的長さを持つ一つのアンテナ（例：バイコニログアンテナ、バイログアンテナ）で測定し、且つ測定距離が 3m で実施するNSA評価の場合のみ、送受信アンテナエレメント相互間の距離（図１のd1、d2）を記入すること。

d1：最も低い周波数で作用するアンテナエレメント相互間の距離

d2：最も高い周波数で作用するアンテナエレメント相互間の距離

図１．測定軸方向に物理的長さを持つアンテナにおけるアンテナエレメント間の距離

(4) 1項(d)：電波半無響室の場合は、周波数掃引法による電波伝搬特性の確認に使用した広帯域アンテナについて必要事項を記入する。周波数掃引法の特性確認時の測定条件は以下の通り。

・信号発生器はトラッキングジェネレータを用いること。それを使用しない場合は特性の詳細確認が出来る細かい周波数ステップで行うこと（例：1MHz（30～200MHz）ステップ及び5MHz（ 200～1000MHz）ステップ。

・アンテナ偏波は水平及び垂直、送信アンテナ高さは１mのみ、送信アンテナ位置はターンテーブルの中央、前、後、及び左右の条件のデータを提出すること。

・電波伝搬特性に使用する送信と受信アンテナは同一タイプを用いること。

・確認した電波伝搬特性のデータはグラフで提出する。グラフを作成する際以下の様に行うこと。なおこのグラフは様式109Bのグラフと異なるものなので混同しないこと。詳細はVCCI 規程V3 5.3.3.2(2)を参照すること。

・グラフのタイトルは“周波数掃引法による電波伝搬特性”と記入する。

・グラフはアンテナファクターの補正やスムージング処理しないこと。

・グラフには測定日、測定条件などを記載すること。

2.8　様式111G

注1：電波伝搬特性の評価に使用する受信アンテナは放射妨害測定用アンテナと同じタイプ（型名）であること。また複数のアンテナを放射妨害測定に使用する場合は最もビーム幅の広いアンテナを用いてSVSWRの確認をすること（V-3 付属文書VI 2参照）。

注2：提出するSVSWRの評価データは申請書提出日以前１年以内に測定したものであること。

(1)１項の適用規格名は様式101G又は様式107Gの第3項で選択した規格を記入する。

(2)２項：テストボリューム高さは、床面からテストボリューム上面及び床面からテストボリューム底面までの距離を記入する。なお床面からテストボリューム底面までの距離に関する規程は技術基準(V-3)6.5.2.3及び6.5.2.5.1.1を参照すること。

(3)５項：S_{VSWR}測定結果は1GHz～6GHzのワースト値を表に記入する。

(4)７項：７項に指示された資料を添付する。これらの資料の書類には、７項が要求しているタイトルを記入し、明確にすること（例：SVSWR評価に使用した測定器の一覧）

(5)７項の要求するSVSWR測定ブロック図は、様式101G, 107G等が要求するEMI測定ブロック図と異なることに注意すること。

2.9　様式151､及び152A

(1)１項(a)：VCCIに登録している会社名及び付与された会員番号を記入する。

(2)１項(b)：登録責任者の氏名を記入する｡登録責任者に審査料請求書､登録証を送付すること。
本項以外の方に送付希望の場合はその住所氏名を記入した文書を添付すること。

(3)１項(c)：登録申請書に関する問合せなどの応対者を記入する。

(4)２項(a)：所有設備が複数ある場合には、申請する設備を特定できる固有の名称を記入すること。

例：①○○○事業所　**No.1**サイト　　　②○○○工場　　**A**サイト

(5)３項：FCC登録（ファイル）番号及びその最新の登録日を必ず記入すること。但しFCCへ登録申請中又は更新申請中で登録日（登録申請中の場合は登録番号も含む）がまだ不明の場合、それらの情報については空欄でよいが、判明次第VCCIへ連絡すること。

(6) ３項：様式151､様式152Aに適用できる技術規格はどちらもANSI C63.4である。

(7)「審査料」欄：審査費用の支払方法は「VCCI事務局記入欄」の上にある「審査料」欄から申請者の希望する支払方法を選択する。

(8) ５項については概ね様式101,102Aと同じなので本稿2.1項を参照すること。

2.10　**様式157､及び158A**

(1) １項(a)：VCCIに登録している会社名及び付与された会員番号を記入する。

(2) １項(b)：登録責任者の氏名を記入する｡登録責任者に審査料請求書､登録証を送付する。

本項以外の方に送付希望の場合はその住所氏名を記入した文書を添付すること。

(3) １項(d)：登録申請書に関する問合せなどの応対者を記入する。

(4) ２項(a)：所有設備が複数ある場合には、申請する設備を特定できる固有の名称を記入すること。

例：①○○○事業所　**No.1**サイト　②○○○工場　**A**サイト

(5) ３項：FCC登録（ファイル）番号及びその最新の登録日をを必ず記入すること。 但しFCCへ登録申請中又は更新申請中で登録日（登録申請中の場合は登録番号も含む）がまだ不明の場合、それらの情報については空欄でよいが、判明次第VCCIへ連絡すること。

(6) ３項：様式157､様式158Aに適用できる技術規格はどちらもANSI C63.4である。

(7)「審査料」欄：審査費用の支払方法は「VCCI事務局記入欄」の上にある「審査料」欄から申請者の希望する支払方法を選択する。

(8) ５項については概ね様式107,108Aと同じなので本稿2.5項を参照すること。

3. 申請書類のまとめ方（１５条申請を除く）

複数の設備を同時に申請する場合、各設備に共通な添付書類はそれぞれの設備の申請書類に添付するか、又はその共通な添付書類が添付されない申請書には、どこの申請書類に添付されているかを明記する。添付データには「書類の評価に必要な情報」を記入のこと。

書類のまとめ方は様式100を参照のこと。

3.1 測定設備等の登録申請書類

測定設備等の登録申請書類は登録する設備の種類毎に分けて提出すること。各申請書には目次を添付し、以下の例に示すようなファイリング順とし、書類の順序が乱れないようにクリップ等により束ねて提出する。目次のサンプルは様式100A（新規用）、100B（更新用）を参照のこと。この目次サンプルには申請書の提出に必要な書類がもれなく書かれている。この書かれている項目の一つが欠けても審査に合格しないのでこれを使用することを推奨する。また必要な書類の添付がされているかを申請者が自己チェックする場合にも利用すること。目次の項目名称と添付される各書類の名称やページ番号は一致させること。

以下の説明はオープンサイト及び電波半無響室の電界強度測定設備を新規登録申請する場合の例である（この例はNSA評価に広帯域アンテナを使用したものである）。

オープンサイト及び電波半無響室の電界強度測定設備を新規登録申請する場合の項目は様式100Aを参照すればよいが、様式101に添付する内容に付いて全体の例を下記に示した。

(1) 様式101が要求する他の様式

・様式103（オープンサイトの場合）又は様式104（電波半無響室の場合）

・様式106A

・様式109A,109B

・様式111

(2) 様式101が要求する添付資料

・NSA測定に使用した送信アンテナの校正報告書

・NSA測定に使用した受信アンテナの校正報告書

・見取り図(サイトの設置場所を明示した地図)

・図面（設備に関する物理的な記述）

・写真

・測定用アンテナと妨害波測定器を接続する同軸ケーブルのみの挿入損失データ

・測定用アンテナから妨害波測定器までの測定系統図

(3) 様式106Aが要求する添付資料

・特になし

(4) 様式109A及び109Bが要求する添付資料

・特になし

(5) 様式111が要求する添付資料

・周波数掃引法による電波伝搬特性

見取り図１－１

（登録申請をする設備を中心に半径５㎞程度の周囲状況が判るもので，
鉄道の駅又は主要道路から当該設備までの道順が記入された地図）
注：図面は日本語又は英語で書くこと。

見取り図１－２

（登録申請をする設備を中心に半径500m程度の周囲状況がわかる図面）

注：図面は日本語又は英語で書くこと。

1050
1000
950
900
850
800
750

＊＊＊ OPEN FIELD TEST SITE

1017

見取り図２－１

（登録申請する設備を中心に半径50ｍ程度の周囲状況がわかる図面）

注：図面は日本語又は英語で書くこと。　単位はメートルを使うこと。

見取り図２－２（断面Ｘ）

（登録申請する設備を中心に半径50ｍ程度の周囲状況がわかる図面）

注：図面は日本語又は英語で書くこと。　単位はメートルを使うこと。

見取り図２－３（断面Ｙ）

（登録申請する設備を中心に半径50ｍ程度の周囲状況がわかる図面）

注：図面は日本語又は英語で書くこと。　単位はメートルを使うこと。

図面１

（設備の物理的概要の記述図面）

注：本図は添付を要する図面作成の参考でありＶＣＣＩ規則の適合サイトを意味するものではない。
図面は日本語又は英語で書くこと。　単位はメートルで書くこと。

図面２

（設備の物理的概要の記述図面）

注：本図は添付を要する図面作成の参考でありＶＣＣＩ規則の適合サイトを意味するものではない。
図面は日本語又は英語で書くこと。　単位はメートルで書くこと。

25
3　19.2　2.8
1　1
Adjustable range of antenna pole
11
φ4.1　φ1.2
3°
1.2
7.4
18
Turntable
Stairs
1　2
2.5
1　Lifter
7　5.05　7.8

注）
ターンテーブル又はアンテナ位置がシェルターの中心軸からずれている時は，ずれている角度又はずれている寸法を記入すること。

7.2　3.8
3.5
7.4

図面３

(設備の物理的概要の記述図面：電波半無響室の例)

注：本図は添付を要する図面作成の参考でありVCCI規則の適合サイトを意味するものではない。

図面は日本語又は英語で書くこと。単位はメートルで書くこと。

図面４

(設備の物理的概要の記述図面：電波半無響室の例)

注：本図は添付を要する図面作成の参考でありVCCI規則の適合サイトを意味するものではない。

図面は日本語又は英語で書くこと。単位はメートルで書くこと。

注）ターンテーブル又はアンテナ位置が電波半無響室の中心軸からずれている時は、ずれている角度又はずれている寸法を記入すること。